

三条市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人一人の個性や多様な生き方を尊重し、性別に捉われることなく、誰もが暮らしやすい社会の実現に向け、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓(この要綱に基づきパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあることを市長に誓うことをいう。以下同じ。)及び証明に係る取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(宣誓の要件)

第2条 パートナーシップの宣誓は、戸籍上同性で、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2者であって、次に掲げる要件を全て満たすものに限り行うことができるものとする。

- (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 少なくとも一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方とも配偶者(事実上の婚姻関係(パートナーシップ又はこれに類する関係を含む。))にある者を含む。)がないこと。
- (4) 民法第734条又は第735条の規定により、婚姻することができないとされていないこと。

2 ファミリーシップの宣誓は、前項の宣誓をし、又は宣誓しようとする2者のいずれかの3親等以内の親族その他市長が認める者であって、当該2者のいずれかと生計が同一である家族に限り行うことができるものとする。

(宣誓の方法)

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、パートナーシップ宣誓書に添付する書類については、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

- (1) 住民票の写し(市内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類)
- (2) 戸籍抄本、独身証明書その他独身であることが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、ファミリーシップ宣誓書(様式第2号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第4条 市長は、前条第1項又は第2項の規定によるパートナーシップ宣誓書又はファミリーシップ宣誓書(以下「宣誓書」という。)の提出があつた場合は、宣誓の対象となる者又は家族が第2条の要件を満たすことを確認し、要件を満たすことを認めたときは、三条市パートナーシップ宣誓証明書(様式第3号)又は三条市ファミリーシ

ップ宣誓証明書（様式第4号）（以下「証明書」という。）を、宣誓書を提出した者に交付するものとする。

（証明書の再交付）

第5条 前条の証明書の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、証明書の紛失、毀損、汚損等により当該証明書の再交付を必要とするときは、市長に対し、証明書再交付申請書（様式第5号）を提出することにより、証明書の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の証明書再交付申請書の提出があった場合は、被交付者に証明書を再交付するものとする。

（宣誓内容の変更）

第6条 被交付者は、次のいずれかに該当するときは、宣誓内容変更届（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所その他宣誓書に記載した内容に変更が生じたとき。
- (2) ファミリーシップの宣誓の対象となる者を追加するとき。
- (3) ファミリーシップの宣誓の対象となる者の全部又は一部が、第2条第2項に掲げる要件を満たさないこととなったとき。
- (4) ファミリーシップの宣誓の対象となる者が死亡したとき。

2 市長は、前項の宣誓内容変更届の提出があった場合は、変更後の証明書を被交付者に交付するものとする。

（証明書の返還）

第7条 三条市パートナーシップ宣誓証明書の交付を受けた者は、次のいずれかの場合に該当するときは、証明書返還届（様式第7号）に証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップの宣誓を解消しようとするとき。
- (2) 少なくとも一方が死亡したとき。
- (3) 第2条第1項に掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 三条市ファミリーシップ宣誓証明書の交付を受けた者は、次のいずれかの場合に該当するときは、証明書返還届（様式第7号）に証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ファミリーシップの宣誓の対象となる者の意思によりファミリーシップの宣誓を解消しようとするとき。
- (2) ファミリーシップの宣誓の対象となる者のうち、パートナーシップの宣誓をしているものが、前項各号又は次条第1項各号に該当したとき。
- (3) 第2条第2項に掲げる要件に該当しなくなったとき。

（無効となる証明書）

第8条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、証明書を無効とする。

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓の意思がないこと。
 - (2) 宣誓書の内容に虚偽があること。
 - (3) 第2条に掲げる要件を満たしていないこと。
- 2 市長は、前項の規定により証明書を無効としたときは、被交付者に対し証明書の返還を求めることとし、被交付者はこれに応じるものとする。
- (周知等)
- 第9条 市長は、この要綱の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。
- (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。